

公 示

道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づく「事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する地域」の指定について

道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき一般乗用旅客自動車運送事業に係る事業計画にタクシー及びハイヤーの別ごとの数を記載する地域について、下記のとおり指定したので公示する。

平成14年1月31日

中部運輸局長 津野田元直

記

【指定地域】 名古屋交通圏

附 則 本件公示は、平成14年2月1日より実施する。

なお、本件公示に基づく申請の受付は、平成14年2月1日から開始する。

附 則（令和元年9月5日付け中運局公示第46号 改正）

本件公示は、令和元年9月5日から適用する。